

関係事業主 殿

(一社) 長野県労働基準協会連合会
(一社) 松本労働基準協会
各労働基準協会

安全衛生推進者能力向上教育(初任時)

開催のご案内

安全衛生推進者は養成講習を修了された後も、職場において実務に的確に対応する能力をさらに身につけていただくことが大切です。

このため労働安全衛生法では、「事業者は、安全衛生推進者に対する能力向上を図るための教育・講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない(法第19条の2)」と定められています。

また、厚生労働大臣は、この教育の適切かつ有効な実施を図るため、「能力向上教育指針」(平成18.3.31 公示第5号)を公表しています。

当連合会では、能力向上教育指針のカリキュラムに基づいて、下記により開催します。

つきましては、対象となります安全衛生推進者のご出席につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者 安全衛生推進者の資格を有する方

- (1) 安全衛生推進者の業務に初めて従事される方
- (2) 安全衛生推進者に選任され、おおむね5年を経過する方
- (3) 前回の能力向上教育受講後、おおむね5年を経過する方

2. 講習の日時、会場、締切日、定員 ※8時55分からオリエンテーションを行います

開催日時	令和3年2月10日(水)	8時40分から受付をし、9時開講です。
会場	松本安全衛生センター	松本市神林7107-55 (松本臨空工業団地内)
締切日	令和3年1月25日(月)	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきますが、定員に満たない場合は、締切日後も受付しますので各労働基準協会へお問い合わせ下さい。なお、2月4日(木)以降の申込みの場合は修了証が郵送となりますので404円切手貼付の封筒をご用意ください。
定員	60名	

3. 申込方法

- (1) 申込先 (一社) 松本労働基準協会あるいは最寄りの労働基準協会
(所在地等は申込書の裏面に掲載してあります。)
- (2) 提出書類 受講申込書 (受講料、テキスト代を添えてお願いします。)

- | | | | | |
|----------|----------------|----|--------|-----------|
| 4. 受講料 | 労働基準協会会員事業場在籍者 | 1名 | 6,900円 | } (消費税含む) |
| | 〃 会員外 〃 | 1名 | 8,050円 | |
| 5. テキスト代 | 「安全衛生推進者の実務」 | 1冊 | 1,980円 | (消費税含む) |

6. 講習科目・時間・講師

	講習科目及び範囲	時間	講師
2 / 10	オリエンテーション	8:55～	
	安全衛生管理の進め方 ・安全衛生推進者の役割と職務 ・労働衛生管理 ・労働災害の原因の調査と再発防止対策	9:00～12:00	玉川労働安全衛生コンサルタント事務所 所 長 労働安全・衛生コンサルタント 玉川 功雄 氏
	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	13:00～15:00	
	安全衛生教育 ・安全衛生教育の方法 ・作業標準の作成と周知	15:00～16:00	
	関係法令 ・労働安全衛生法令	16:00～17:00	
	修了式	17:00～	

都合によりカリキュラム及び講師が変更することもあります。また、昼休みはカリキュラムのとおりです。

7. 修了証の交付

全科目を受講した方に対して修了式で修了証を交付します。

なお、2月4日以後に受講申し込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった修了者の方には修了式で修了証明をお渡しし、修了証は後日郵送いたします。(郵送料 404 円ご負担下さい。)

8. その他

- (1) 筆記用具を携行して下さい。また、昼食は各自ご用意下さい。
- (2) 申込み受付後の取消しは 2月3日までとし、その後の取消及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでお含み下さい。
- (3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装等にご留意下さい。。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となる場合があります。また、会場内ではマスクを着用して下さい。(各自マスクをご用意下さい。)
- (5) 会場の案内図は、受講票の裏面に掲載してありますので参考にして下さい。